

# 全日本トラック協会ニュース

## 自動車関係諸税マニフェスト実現要請行動

### 取材のご案内

(社)全日本トラック協会、(社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(社)日本バス協会、全日本運輸産業労働組合連合会、全国交通運輸労働組合総連合の5団体は、民主党マニフェストに沿った自動車関係諸税の適切な見直しを要請するため、下記要領にて、要請集会、街頭行進、要請文提出、座り込み等による「自動車関係諸税マニフェスト実現要請行動」を実施いたします。

つきましては、この要請行動に関する報道にご協力を賜りたく、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日 時

平成 22 年 11 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 (座り込みは午後 1 時 15 分～)

#### 2. 場 所 (※別添地図参照)

要請集会 (午後 1 時 30 分～ 2 時 45 分) : 憲政記念館 (東京都千代田区永田町 1-1-1)

街頭行進 (午後 3 時 00 分～ 4 時 00 分) : 梨木坂～内閣府下～日比谷公園

座り込み (午後 1 時 15 分～ 3 時 30 分) : 参議院議員会館前～衆議院第二議員会館前

#### 3. 行動内容

##### (1) 要請集会

- ① 主催者代表挨拶
- ② 来賓ご挨拶・ご紹介
- ③ 要請文採択
- ④ ガンバローコール

##### (2) 街頭行進

##### (3) 要請文提出

##### (4) 座り込み

#### 4. 参加人数

約 700 人規模

#### 5. 主催・参加団体

社団法人全日本トラック協会

社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

社団法人日本バス協会

全日本運輸産業労働組合連合会

全国交通運輸労働組合総連合

#### 6. 取材申込み

本件取材に関して、別添申込用紙にご記入いただき、全日本トラック協会広報部宛に、FAXにてご返信くださいますようお願いいたします。☎ 03-5323-7230

#### 7. お問い合わせ先

社団法人全日本トラック協会 広報部 永嶋・飯塚・本間

☎ 03-5323-7242 (広報部直通)

ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

以 上

# 行進ルート



※上記時間等は11月18日時点のもので、変更になる場合があります。

# 自動車関係諸税マニフェスト

## 民主党税制三原則

①公平 ②透明 ③納得 (平成22年度税制改正大綱)

## 民主党マニフェスト(2009年7月)(第45回衆議院総選挙)

- ・ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- ・将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。
- ・地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないよう留意した制度設計を行う。

## 民主党マニフェスト(2010年6月)第22回参議院選挙

まだ、実現できていないこと(引き続き取り組みます)  
暫定税率廃止

## 地球温暖化対策税等に関する要望

平成22年10月  
(社)全日本トラック協会

- トラック業界は道路特定財源として軽油引取税を中心に暫定税率分を含め、毎年約6千億円もの重い燃料税を負担してきました。その後、「一般財源化により課税根拠を失った暫定税率は廃止し、減税を実施する。」との明確なマニフェストを掲げて政権につかれた民主党のもとで、私どもは大幅な税負担の軽減が実現することを納税者として大いに期待してきたのであります。
- しかしながら、平成23年度税制改正に向けて現在関係各省などから示されている燃料関係税の改正案は、①揮発油税、軽油引取税のいずれも旧暫定税率相当分を単に名称を変えて維持、恒久化しようとするとともに、②これに加えて新たに「地球温暖化対策税」を創設しさらなる増税を図ろうとする内容となっており、党のマニフェストにも、納税者の期待にも完全に逆行するもので、到底受け入れることのできないものであります。
- 燃料関係税についてはご承知のとおり、民主党のマニフェストに、「①課税根拠を失った暫定税率は廃止する ②揮発油税、軽油引取税は地球温暖化対策税に一本化する ③その際、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う」との方針が明記されております。このマニフェストの方針は、道路財源であるがゆえに自動車燃料に重く偏っていた燃料税を、新たな課税根拠に基づいて公平な負担となるように抜本的に見直そうとしている点で、現在の各省等の案に比べ、税制としてはるかに健全で合理的な方向を目指しているように思われます。
- つきましては、現在の各省等の案にかえて、同マニフェストの基本方針に沿った、納税者が納得できるような税制案を、現下の困難な経済情勢も踏まえて、あらためて慎重に検討いただきたく、党としてぜひそのような方向で適切なお取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

## II.個別事項に関する意見

### 1. 軽油引取税及び揮発油税の「当分の間税率(旧暫定税率)」を名称をかえて維持、恒久化しようとする案について

- 燃料に対する課税根拠を抜本的に変更するにもかかわらず、道路財源時代の自動車への負担のかたよりを是正することなく既得財源の維持だけを図ろうとするものであり、極めて不公平でいびつな税制となるため、絶対反対である。マニフェストに従い、「当分の間税率」の速やかな廃止がまずなされるべきである。

### 2. 地球温暖化対策税案(環境省、経産省)について

- 道路財源時代の自動車燃料に著しく過重となっている税を名称を変えて存置したまま、さらに新たな課税をしようとする増税案であり、マニフェストの趣旨にも反しており、絶対反対である。
- そもそも現在の案は、税率、税収規模、用途など税の基本要素が不明のまま、両省から必ずしも同じでない内容が提案されており、議論の進め方自体が納税者の目からみてあまりにも不透明である。

### 3. 環境自動車税案(総務省研究会、全国知事会)について

- 地方の財源確保だけを目的とした唐突で合理性のない案であり、絶対反対である。
- 総務省の研究会報告では、課税の理論的根拠を「環境損傷負担金的性格」としているが、森林が豊かで空気のきれいな、環境損傷の心配のない地域に住む人々ほど都市に比べてたくさんの車を保有して生活しているのが実態である。従って、この案が導入されるとすれば、これらの人々が環境を名目により大きな負担を強いられる、著しく逆進的で不合理な税となり、地方の人々の納得は到底得られるものではない。

### 4. 車体課税について

- 我が国の車体課税は諸外国に比べて非常に高く、昨年の税制大綱にも記されたとおり、軽減の実施をお願いしたい。特に、消費税と二重課税となっている自動車取得税、諸外国に例をみない自動車重量税は速やかに廃止いただきたい。